

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いわき市長 内田広之

市町村名 (市町村コード)	いわき市 (204)
地域名 (地域内農業集落名)	永井地区 (上永井、下永井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 15 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・法人を中心とした担い手が地域農業を維持しているが、将来に向け後継者の確保が必要である。
- ・担い手における労働力が不足しがちであり、草刈作業に手が回らない。
- ・連作障害対策でソバも作付けしているが、不安定である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・大豆・水稲を地域の主要作物とし、農地の団地化と併せて地域の特産物としての確立を目指す。
- ・担い手となる認定農業者及び農業生産法人に集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	183.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	182.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・地域農業を考える上で同一のビジョンを掲げる上・下永井を基本の区域とし、その区域内における農振農用地区域内農地を対象とする。また、耕作に不向きな農地が占める等の区域は、保全・管理を行う等の棲み分けを行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構及び関係機関と連携し、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大に向けた調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構及び関係機関と連携し、担い手の経営意向を踏まえた集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、一部を除き実施済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県・JA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・除草作業等の軽作業を地域住民に委託する。 ・カメムシ防除等の作業を「福島さくら農業協同組合」「株東日本計算センター」へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害対策として効果の高い電気柵の設置を進めるとともに、定期的な見回りを実施し、被害の未然防止に努める。
- ③ ドローンを用いた農薬の散布に引き続き取組み、農作業の効率化に努める。
- ⑦ ソバの作付けや耕耘等を行い、遊休農地の解消、保全管理に努める。